

IASB会議報告（第89回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第89回会議が、2009年3月16日から20日までの5日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。また、3月23日及び24日にはFASB（米国財務会計基準審議会）との合同会議が、同じくロンドンのクラウンプラザ・ホテルで行われた。

今回のIASB会議では、①金融危機対応（FASBの金融商品会計基準の改訂提案の検討及びIAS第39号（金融商品：認識及び測定）の改訂）、②公正価値測定、③収益認識、④退職後給付、⑤概念フレームワーク（財務報告の目的、測定及び報告企業）、⑥排出量取引の会計基準、⑦資本と負債の区分、⑧公的説明責任のない企業のためのIFRS（IFRS for non-publicly accountable entities）（従来の中小規模企業のIFRS）、⑨保険会計及び⑩IFRSの年次改善についての検討が行われた。教育セッションはなかった。

FASBとの合同会議では、①概念フレームワーク、②連結及び認識の中止、③貸出金の損失認識、④金融商品会計基準（認識及び測定）、⑤財務諸表の表示、⑥公正価値測定及び⑦作業計画の見直しについて議論が行われた。

IASB会議には理事14名が参加した。また、FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名を加え19名が参加した。本稿では、このうち、IASB会議の内容として①から⑧までを、FASBとの合同会議報告として①から④までの内容を紹介する。

IASB会議

1. 金融危機対応（IAS第39号の改訂）

金融危機対応への一環として、現在IAS第39号（金融商品：認識及び測定）の認識の中止に関する会計処理の見直し及び認識及び測定に関する会計処理の包括的見直しが進められている。これに加えて、今回FASBが2009年3月17日に公表した金融商品会計基準の改訂提案についても議論が行われた。ここでは、この改訂提案に対するIASBでの検討状況及びIAS第39号の包括的見直しに関しての議論を紹介する。

(1) FASBの金融商品会計基準の改訂提案

2009年3月17日に、FASBは、①公正価値測定に関する米国財務会計基準書（SFAS）第157号（公正価値測定）に対する追加的ガイダンスを示すためのFASBスタッフポジション（FSP）（FSP157-e：市場が活発でないかどうか及び取引が投げ売りでないかどうかの決定）及び②SFAS第115号（特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理）における有価証券の一時的でない減損（other-than-temporary impairment; OTTI）の取扱いをより明確化するとともに、財務諸表におけるOTTIの表示を改善するためのFSP（FSP115-a、124-a及びEITF99-20-b：一時的でない減損の認識及び表示）という

2つのテーマについてのFSPを公表した(その提案の概要は下記のとおり)。IASBは、2008年10月に今回の金融危機に対しては、FASBと共同して対応することとしているため、FASBのスタッフからこのような提案に至る経緯やその提案概要について説明を受けた上で、FASBの決定に対してどのように対応するかを検討した。

IASBでの議論の解説の前に、まず、FASBの提案の概要を紹介する。

上記①に関連するFSP157-eでは、2段階アプローチが採用され、市場が活発であるかどうかの判定が行われ、活発でないと考えた場合には、当該資産について測定日前に通常で慣行となっている市場活動のための十分な時間があること、及び当該資産に対して複数の買い手がいることという証拠がある場合を除き、建値は投げ売り取引に関連するものと見なさなければならないとされている。

上記②に関連するSFAS第115号では、満期保有目的及び売却可能区分に属する有価証券(負債証券及び持分証券の双方を含む)の公正価値の下落がOTTIに該当する場合には、減損後の簿価を新しい取得原価とみなし、公正価値と簿価との差額の全体を減損として当期利益で認識することを求めている。今回の改訂提案(FSP115-a、124-a及びEITF99-20-b)では、OTTIがあるかどうかに関する現行の指標を次のとおり改訂することが提案されている。

- (a) 負債証券及び持分証券に対して、測定日において、公正価値が償却原価を下回っており、かつ、企業が当該有価証券を売却することを意図しているか又は原価ベースを回復する前に負債証券及び持分証券を売却する可能性が50%超である場合には、OTTIが存在する。もし、OTTIが存在すれば、減損の全額を当期利益で認識しなければならない。投資の公正価値が当該投資の新たな原価ベースとなり、公正価値のその後の回復を調整してはならない。
- (b) 負債証券に対して、測定日において、公正価値が償却原価を下回っており、かつ、企業が原価ベースの回復前に負債証券を売却しない可能性が50%を超えるが、投資家が当該有価証券の契約条件通りにすべての金額を回収することができないであろうことが確からしい場合には、負債証券は一時的でない減損をしていると考えなければならない。信用損失に関連する減損金額は、当期利益で認識しなければならない。それ以外の要素に関連する減損金額は、その他の包括利益で認識しなければならない。また、従来の簿価から当期利益で認識された減損を控除した金額が当該投資の新しい原価ベースとなり、公正価値のその後の回復は反映させてはならない。

議論の結果、IASBは、金融危機に共同して対応するという趣旨を勘案して、IASBは、FASBの改訂提案の内容及びそれと現行IFRSの金融商品会計基準との差異を概説した上で、これら2つのFSPに対する見解を求めることとすることが合意された。見解を求める文書は、"Request for views"とし、IFRSの改訂のためのデュー・プロセス文書でないことを明確にすることとされた。同文書は2009年3月21日に公表され、コメントの締切りは、FASBは2009年4月1日までとしているが、IASBの場合

には4月20日とされている。

(2) 金融商品会計基準の包括的見直し

2008年3月に金融商品会計基準の複雑性を低減するための提案を、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減 (Reducing complexity in reporting financial instruments)」として公表し、その後9月中旬までに受領したコメントの分析をした上で、2008年11月に、IAS第39号の認識及び測定基準を見直すプロジェクトを新たに取り上げることが合意された。

今回は、プロジェクトの目的及び金融商品の測定属性を決定する際に検討されるべき規準について議論が行われたが、暫定合意に達した事項はなかった。議論の過程では、金融商品の会計基準として、目的適合的かつ簡素な会計基準は、究極的には金融商品をすべて公正価値で測定する会計基準であることを支持するボードメンバーが9名いたが、今回の金融危機に対応して求められている現行金融商品会計基準の見直しにおいては、混合属性を前提とした会計基準であるべきだという点に関しては、大多数のボードメンバーが賛成していた。

2. 公正価値測定（不活発な市場）

上記1で述べたように、FASBが、市場が活発でなくなった場合における金融商品の測定に関して、SFAS第157号に対する追加的ガイダンスを示すためのFASBスタッフポジション FSP157-e（市場が活発でないかどうか及び取引が投げ売りでないかどうかの決定）の公表を決定したことを受けて、IASBが2009年4月末をめぐりに公表予定の公正価値測定に関する公開草案でこれをどのように取り扱うかが議論された。

議論の結果、次のようにすることが暫定的に合意された。

- (a) 公開草案公表前に提案されているFSP157-eの利点についての議論は行わない。
- (b) 公開草案では、FSP157-eでの提案の概要及び公開草案での提案との相違を明確にした上で、これらについての質問を設定してコメントを求めることとする。

3. 収益認識

2008年12月に収益認識に関するディスカッション・ペーパーが公表されたが、そこでは取り上げられていないものの、公開草案の公表までに検討すべき論点についての議論が今回から始まった。今回は、①契約の履行時期とその決済時期が大きく異なる場合（貨幣の時間価値の影響）、②取引価格に不確実性が含まれている場合（対価の不確実性）及び③現金以外で決済される場合に、取引価格をどのように決定すべきか（現金以外の対価）について議論が行われた。

このような議論が必要とされたのは、次の理由による。ディスカッション・ペーパーの収益認識モデルでは、顧客との契約によって、企業は、権利（顧客から代金を受け取る権利）と履行義務（顧客に財又はサービスを提供する義務）を有することになり、この両者のネット・ポジションが増加するときに収益を認識する。しかも、このネット・ポジションは、それ自体を直接測定するのではなく、契約が生み出す権利及び履行義務をそれぞれ測定することによって、その差額として測定される。このため、権利及び履行義務の測定に影響を及ぼす要素（上記①から③）の検討が必要となる。

履行義務の測定では、履行義務が複数の履行義務から構成されている場合には、取引価格をそれぞれの履行義務に配分することによって、履行義務を測定する。権利の測定については、ディスカッション・ペーパーでは明確に記述されていないが、権利の当初測定は、履行義務の測定値と同額であるとされている。すなわち、契約当初において、権利と履行義務のネット・ポジションはゼロとなることが前提とされている。言い換えると、当初認識時に収益は認識されない仕組みが前提とされており、また、取引価格は現金支払いの固定額を前提としており、貨幣の時間価値は影響を与えない仮定が置かれている。このように、ディスカッション・ペーパーが前提としている事象は限定されているので、ディスカッション・ペーパーのモデルにより一般性を持たせるためには、この前提を外して、貨幣の時間価値、対価の不確実性（これには対価の回収可能性及び顧客の信用リスクは含まず、対価が確定しないという事態を指している）及び現金以外による対価といった事態がある場合に、取引価格をどのように決定するかを検討する必要があるため、今回この論点を取り上げられている。

(1) 貨幣の時間価値の影響

既に触れたように、ここでの焦点は、貨幣の時間価値を反映した取引価格をどのように決定するかであり、取引価格が権利及び履行義務の双方の測定の基礎になっていることから、両者の測定にも関連する論点となっている。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 影響が重要である場合には、企業のネット・ポジションに対して、貨幣の時間価値を反映させるべきである。なお、重要性を考慮するに当たっては、IAS第39号AG79項（表面金利のない短期の債権債務は、割引の影響に重要性がない場合には、請求金額で測定できる）のような取扱いが参考となる。
- (b) 割引率は、企業とその顧客が、財及びサービスの提供を伴わない金融取引を行う場合に適用されるレートであるべきである。
- (c) 金利要素の影響は、財及びサービスに対する収益とは区分して表示されるべきである（明確ではないが、多くのボードメンバーは、金利要素は、収益に含めるのではなく、他の金利要素とともに「財務」セクションで表示することを支持していると推測される）。

(2) 対価の不確実性

取引価格が、信用リスク及び契約内容の変更以外の要因で不確実な場合に関するガイダンスはディスカッション・ペーパーでは触れられていないため、議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 契約開始時には、取引価格は、企業が顧客から受領すると見込まれる対価金額（確率加重見込額）で測定する。
- (b) 契約開始後は、取引価格の変動を反映するように権利の測定を更新し、その変動を履行義務に配分することを求める。もし、取引価格の変動が、既に提供された履行義務に対して配分された場合には、当該変動の影響は収益として認識し、当該変動の影響が未履行の履行義務に関連する場合には、当該義務の測定値を増減させる。ただし、当該変動をどのように履行義務間に配分するかに関しては、さらに検討することがスタッフに指示された。

(3) 現金以外の対価

ディスカッション・ペーパーでは、対価が現金である場合のみに絞って議論が行われており、対価が現金以外の場合の取扱いについては明確にされていないため、議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 現金以外の対価は、公正価値で測定する。
- (b) 現金以外の対価の公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、企業は、約束した財又はサービスの公正価値を参照することによって、対価を間接的に測定する。
- (c) 取引が商業的な実態を欠いている場合には、収益を認識してはならない。ただし、商業的な実態を伴う類似の資産の交換が収益を生じさせるかどうかについてはさらに検討する。

4. 退職後給付

今回は、先月に引き続き、2011年6月までにプロジェクトを完成させるための作業計画について簡単な議論が行われた後、次の項目について議論が行われた。

- ① 再測定の構成要素の表示
- ② 清算、縮小及びアセット・シーリングの影響の区分（清算にかかる利得又は損失、及びアセット・シーリングの影響は再測定に、縮小による利得又は損失は勤務費用に区分）
- ③ 割引率に関する追加ガイダンス（提供しない）
- ④ 複数事業主制度の例外（給付建制度としての会計処理の包括的免除は導入しない）
- ⑤ 給付の帰属期間への配賦（給付算定式が将来の年度に高水準の給付を帰属させているかどうかの判定をする際に、予想される将来の昇給を加味しなければならないことを明確化する）

- ⑥ リスクを共有したり条件付指数化 (conditional indexation) している年金制度 (これらを測定に反映することを明示するための改訂を行う)
- ⑦ 短期及び長期の定義 (企業が、給付が決済される期限となると見込む時期に基づいて長短を決定することを明確化する)
- ⑧ 年金費用に関連する税金 (年金制度が支払う税金は、当該税金の性質に応じて、制度資産のリターン又は給付義務の測定値に含めることを明確化する)

ここでは、上記項目のうち、再測定の構成要素の表示 (上記①) に関してのみ触れることとする (それ以外の検討項目に対する暫定合意は、上記項目の直後の括弧の中で示している)。

給付建負債 (又は資産) の純額の変動は、次に示す3つの構成要素に分け、損益計算書上で区分して表示することが暫定的に合意された。

- (a) 勤務費用 (service costs)
- (b) 給付建債務 (defined benefit obligation) の金利費用
- (c) 給付建債務のその他 (金利要素以外) の変動及び制度資産の変動から構成される再測定 (税引後)

5. 概念フレームワーク

概念フレームワークの3つのプロジェクトについて議論が行われた。

(1) フェーズA (財務報告の目的)

公開草案に対するコメントを受けて、次の点が暫定的に合意された。これを受け、スタッフに対して、最終案を作成する作業に着手することが指示された。

- (a) 財務報告は、将来を見通す又は予想情報 (forward-looking or prospective information) を必ずしも排除しないことを明確にする。これに伴って、「経済事象 (economic phenomenon)」という用語の記述を変更する。
- (b) 企業主体観 (entity perspective)、企業主体論 (entity theory) 及び所有主観 (proprietary perspective) という用語の使用をできるだけ避けるようにする。

(2) フェーズC (測定)

2008年11月会議では、主要な測定属性として考えられる①現在価値ベース (市場価格及び価格の見積もりを含む)、②過去の価値ベース (取引価格、当初コスト及び当初対価、さらにそれらに対する減価償却のような調整、金利の発生主義及び評価調整などを含む) 及び③見積もり価値ベース (予想売却価格に基づく資産の測定及び予想決済結果に基づく負債の測定を含む) の中から基準レベルで、特定の項目に対する測定属性を特定する際には、次の5つの要素を勘案して測定属性の選択が行われるようにするという方向性がスタ

ップから示され、このアプローチ（測定属性とそれを特定の対象物の測定属性として指定するための条件を示すというアプローチ）を検討の基本的方向とすることが暫定的に合意された。

- (a) 現在価値とキャッシュ・フローの比率と分離：資産には、それらを利用して生産される財及びサービスによってキャッシュ・フローがもたらされるものと、それらを売却することによってキャッシュ・フローが生み出されるもの（すなわち、それらの現在価値がキャッシュ・フローを生み出すのに重要であるもの）がある。現在価値測定は、前者よりも後者にとってより重要である。これらの違いを反映して、利用者にとって、資産負債の現在価値情報とそれらが生み出すキャッシュ・フロー情報のどちらが相対的に重要かが判断される。
- (b) 信頼レベル：測定対象となっている資産又は負債の忠実な表現と言えるためには、代替的測定属性がある一定の信頼レベルの範囲内になければならない。
- (c) 類似項目の測定：類似の性格を有する資産又は負債は、同じ測定属性を用いて測定しなければならない。
- (d) キャッシュ・フローを一緒になって生成する項目の測定：同一の活動に用いられている項目は同一の方法で測定されなければならない。例えば、同一の生産活動に用いられている製造資産の一部を取得価額から減価償却費を控除した価額で測定し、残りを取替原価で測定している場合には、利用者に混乱が生じる。
- (e) 費用対効果：代替的測定によってもたらされる便益とそれを準備するためのコストとを勘案する必要がある。

今回、暫定合意された事項はないが、測定属性の選択を行うには、上記のうち最初の要素（上記(a)）を最も重視すべきという方向性が示され、この要素を「価値実現（value realization）」と呼ぶこととし、さらに、1段階のステップで実現が起こる直接価値実現（direct value realization）と1段階以上のステップを経て実現が起こる間接価値実現（indirect value realization）に分けることが有益であると指摘された。すなわち、直接実現資産の場合、現在価値ベースの測定がより目的適合的であり、間接実現資産の場合、非現在価値（過去の価値）ベースの測定がより目的適合的といったことが言えるという指摘である。今後、スタッフは、価値実現という考え方を中心に他の4つの要素（上記(b)から(e)）も勘案しながら、アプローチを開発することを継続する予定である。

(3) フェーズD（報告企業）

報告企業に関して、今回は、①概念レベルで「企業の支配」についてどのように定義するか及び②重要な影響及び比例連結をどのように取り扱うかについて議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 基準レベルと重複する部分があるものの、概念フレームワークレベルで企業に対する支配概念について高次元の記述を含めることとする。

- (b) 「重要な影響」は、企業の支配を構成しない。
- (c) 「比例連結」については、触れないこととする。

6. その他

(1) 排出量取引の会計基準

今回は、欧州などで導入されているキャップ・アンド・トレード・スキームにおける当初認識時の会計処理について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 政府などから無償で交付された排出枠 (emission allowance) は、資産として認識し、当初はその公正価値で測定する。
- (b) 政府などから無償で排出枠を受領することによって、企業は、温室効果ガスの排出を排出枠によって示されている水準以下に低減させる義務を引き受けていると考え、この義務を排出枠に対応する負債として認識する。これは、企業がこの義務を履行して初めて排出枠を保持する権利があるという点に着目したものである。当該負債は、当初認識時には交付された排出枠の公正価値で測定される。

今回は当初認識時以降の測定が議論される予定である。

(2) 資本と負債の区分

2008年10月のFASBとIASBの合同会議で、①無期限アプローチ（決済の必要がなく、かつ、当該無期限金融商品の保有者が清算時に企業の純資産に対して請求権を有しているという条件を満たす金融商品を資本とするというアプローチ）及び②基本所有アプローチ（当該金融商品が最劣後で、かつ、清算時に企業の純資産に対して比例的な持分を有する金融商品を資本とするというアプローチ）の2つをベースとして、今後検討を行うことが暫定的に合意された。それぞれの考え方は次のとおりである。

- (a) 無期限アプローチ：もし①決済の要件がなく、②清算時に保有者が純資産に対する請求権を有する場合に、金融商品は資本に分類される。
- (b) 基本的所有アプローチ：もし金融商品が、①最劣後の残余請求権であり、かつ、②保有者に純資産に対する請求権を与えるのであれば、資本に分類されることになる。そして、この金融商品の保有者が企業の所有者とみなされる。

今回、上記2つをベースとしたモデルが提示され、これに基づいて議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 次の金融商品は資本として区分する。
 - ・発行者のオプションで償還できる所有金融商品 (ownership instruments)。
 - ・保有者の退職又は死亡によってのみプットすることができるか又は強制的に償還される所有金融商品（ここで、「退職」は、解雇、辞職又は協同組合又はパートナーシップ

プの会員であることをやめることを含む広い意味で用いられている)。

- (b) 特定の日、ある範囲の期間又は発生することが確かな事象（退職又は死亡以外）に基づいて強制的に償還される所有金融商品は、負債として区分しなければならない。
- (c) 次の項目については、これらを資本と負債に分解しなければならないかどうかをさらに検討する。
 - ・発生が不確実な事象の発生によって強制的に償還される所有金融商品。
 - ・退職又は死亡以外の事象によってプットできる所有金融商品。
- (d) 有限存続会社（limited life entity）が発行した所有金融商品をどのように区分するかについてさらに検討する。

(3) 公的説明責任のない企業のための I F R S

今回は、①公開草案に対してこれまで加えてきた改訂を反映した最終基準案を再公開するかどうか、②今後の基準の適用とその維持のための見直し、③基準の名称に関する議論及び④最終基準の暫定的承認が行われた。

議論の結果、再公開は不要と判断された。また、スタッフに対して、今後各国で本基準を適用する際に生じる問題にどのように対応するか及び今後基準の維持改善をどのようにしていくかに関する計画（見直し計画）を検討することが指示された。さらに、「公的説明責任のない企業のための I F R S（IFRS for non-publicly accountable entities）」という名称は、各国の会計基準設定主体からの推奨を受けた名称であるが、名称中に「non」という否定的な表現が含まれているなどから、改めて見直すこととし、「プライベート企業のための I F R S（IFRS for Private Entities）」又は「簡素化された I F R S（Simplified IFRS）」のいずれかとするを2009年4月に開催される各国の会計基準設定主体が集まる会議（これを「NSS会議」と呼んでいる）に諮り、改めて意見を求めることとされた。

これらを終えて、本基準をこのまま最終基準とすることに賛成するかどうか問われ、13名のボードメンバーが承認を支持することを表明した。

I A S BとF A S Bの合同会議

7. 概念フレームワーク

今回は、①概念フレームワークプロジェクトにおける各章の取扱い、②それぞれの会計基準体系における概念フレームワークの位置づけ及び③非営利企業の取扱いの3点が議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 概念フレームワークプロジェクトにおける各章の取扱い

- ・ 現在進めている各フェーズは、それぞれを1つの章として逐次完成させることとし、全体の見直しが終了した時点で一括して完成させるという方式は採用しない。
 - ・ 報告企業は、1つの章として扱う。
 - ・ 質的特性を改訂すること（信頼性に代えて表現の忠実性に変更する）に伴い必要となるIAS第8号の文言の改訂を行う
- (b) それぞれの会計基準体系における概念フレームワークの位置づけ
- 概念フレームワークの位置づけは、IFRSでは、IAS第8号（会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬）において、取引等に適用するIFRSやIFRIC（解釈指針）が存在しない場合には、概念フレームワークにおける資産や負債の定義などが参照すべきものとして位置づけられているが、SFAS第162号（一般に公正妥当と認められた会計原則のヒエラルキー）では、概念フレームワークは権威のある基準としては位置づけられていない。両者の位置づけの相違を統一することはせず、それぞれの会計基準の体系内における位置づけは、現状のままとする。
- (c) 非営利企業の取扱い
- 現在のフェーズでは、引き続きプライベートセクターのビジネス企業(business entity)を対象として検討を行い、将来のフェーズにおいて、非営利企業(not-for-profit entity)に独特な問題や状況を扱うために修正が必要かどうかを検討する。

8. 連結及び認識の中止

今回は、MOUに掲げた目標（公開草案を2009年に公表し最終基準を2010年に完成させる）をどのように達成するかに関する議論が行われた。

FASBは、2008年9月に、FASB解釈指針(FASB Interpretation; FIN)第46R号（変動持分事業体の連結）及びSFAS第140号（金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理）の改訂のための公開草案を公表し、2009年第2四半期中での完成を目指している（FASBはこれらを短期プロジェクトとして位置づけている）。一方、IASBは、2008年12月に公開草案第10号（連結財務諸表）を公表し、さらに、2009年3月に「認識の中止（IAS第39号及びIFRS第7号（金融商品：開示）の改訂提案）」を公表している。そして、2009年中に新しい連結に関するIFRSの完成、2010年上半期に認識の中止の公開草案の完成を目指している。

議論の結果、FASBは、IASBの2つの公開草案を自らの長期的なプロジェクトのスタート台と位置づけ、受領したコメントで指摘された問題点に対して、両者の共通の解決策を見出すことを目指すために、共同して検討することが暫定的に合意された。そして、IASBは、2つの公開草案を予定どおり完成させることを目指し、それらが完成した時点で、FASBは、完成された基準を自らの公開草案として公表して意見を求めることとされた（この方式は、公正価値測定プロジェクトにおいてIASBが採用したのと同じ）。

9. 貸出金の損失認識

今回の金融危機で問題となっているものの一つが、金融機関の貸出金の会計処理である。

IAS第39号では、貸出金の損失認識に関して、発生損失アプローチ（incurred loss approach）を採用している。このアプローチでは、当初認識時に、契約キャッシュ・フローを契約金利で割り引いて貸出金の簿価を測定するが、その際に用いる契約金利は、①リスク・フリー金利に②期待損失をカバーする利回り及び③リスクを引き受けるプレミアムという3つの要素の合計として捉えられている。このように、当初認識時では、貸出金の簿価は、期待損失を反映（控除）した金額となっている。このため、当初認識時に期待損失に対する引当金を認識することは二重に損失を認識することになる。これは、当初の契約金利は、期待損失を含んで設定されるという現実を反映した考え方と言える。しかし、当初認識後の測定では、損失が発生するまでこれを減損として認識しないという取扱いがされており、期待損失の取扱いに限っていえば、当初認識時とその後の測定では、取扱いが不整合となっている。

当初認識後の測定では、当初認識後に起こった事象の結果減損の客観的な証拠があり（これを「損失事象（loss event）」といている）、損失事象が信頼を持って測定できる将来キャッシュ・フローの見積額に影響を与えているときにのみ、減損を認識することができる（IAS第39号第59項）。そして、償却原価で測定されている貸出金（及び満期保有投資）では、簿価と見積り将来キャッシュ・フロー（まだ発生していない将来の信用損失は除く）を当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損として測定することとされている（IAS第39号第63項）。このようにIAS第39号の発生損失アプローチでは、当初認識時に期待損失を織り込むものの、当初認識後の測定では、期待損失は、それが発生するまで減損の計算には反映させないという考え方が採用されている。

一方、これに対して、期待損失アプローチ（expected loss approach）の考え方では、将来の信用損失の見積額を、実効金利を計算する際に用いられる見積り将来キャッシュ・フローに含めて測定が行われることになる。

今回は、発生損失アプローチと期待損失アプローチとの類似点と相違点についての比較及びそれらに関する議論が行われた。暫定合意は形成されなかったものの、両者のアプローチは、概念的に区別できるとしても、現実においては、両者を明確に区別することには困難な点があることなどが認識された。

なお、資料は用意されていたが、今回は、「ダイナミック・プロビジョニング（dynamic provisioning）」に関する議論は行われず、スタッフに対して、今後、スペイン中央銀行が用いているモデルについて更に検討することが指示された。また、規制当局が、金融機関に対して、自己資本の積み増しを求めることがある場合に、これを資本に対する制限又は利益処分として行う場合には、包括利益計算書に影響を及ぼさないことが留意され、それ

らが行われる場合には、それらに関する透明性のある表示が必要である点も認識された。さらに、貸出金の損失引当ては、金融商品に関する認識及び測定に関する包括的な見直しプロジェクトにも影響することが認識され、当該プロジェクトの一部として検討される必要がある点も認識された。

10. 金融商品会計基準（認識及び測定）

既にIASB会議報告において触れているが、2008年11月に、IAS第39号の認識及び測定基準を見直すプロジェクトを新たに取り上げることが合意されている。今回は、①プロジェクトの目的及び②金融商品の測定方法として選択が可能な方法及び③金融商品を区分するための特徴について議論が行われた。

(1) プロジェクトの目的

IASB及びFASBの金融商品に関する会計基準を共通の会計基準で置き換えることとし、新基準は、現在の基準よりは、利用者の意思決定有用性を大きく改善するものとする。さらに、基準の簡素化をも図ることについて暫定的に合意された。また、現在の金融危機への対応の必要性から迅速にプロジェクトを進めることとされた（その後、2009年4月に開催されたG20との間で2009年末までにこのプロジェクトを完成させることが合意された）。

(2) 測定方法の選択肢

新会計基準の候補の測定方法として、次の3つを検討することが暫定的に合意された。

- (a) 公正価値（SFAS第157号（公正価値測定）における出口価格）
- (b) 割引キャッシュ・フローに基づく再測定方法
- (c) 償却原価

(3) 金融商品を区分するための規準

上記の3つの測定方法を適用する金融商品を決めるに当たって、どのような規準に基づくべきかが議論され、次の規準候補が取り上げられた。

- (a) キャッシュ・フローの変動性などキャッシュ・フローの特徴
- (b) 企業のビジネスモデル
- (c) 企業の意図・金融商品を取引できる能力

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。